

政策会議付議事案書 (令和5年1月17日)

提案課名 文化振興課

報告者名 小泉 誠

事案名	財団法人設立による新たな文化振興について	資料 有
目的・必要性	<p>現在、各文化芸術団体が主体となり文化芸術活動が行われていますが、高齢化や個人活動者の増加による団体の担い手不足、文化芸術活動の発表の場への来場や参加者の減少、物価高騰による事業経費の増大により、文化芸術活動を継続することが難しくなっています。</p> <p>また、文化振興基金を活用した助成制度については、平成30年度の制度開始以来、広く市民を対象とする事業に対して助成を行ってきましたが、助成する分野に偏りが生じている、後継者育成や裾野拡大を目的とした事業に助成できていない、財源である文化振興基金への寄附そのものが集まらず、運用益もほとんど出ないため基金を取り崩しているなどの課題が生じています。</p> <p>さらに、長い歴史の中で生まれ、育まれ、守り伝えられてきた市民の貴重な財産である文化財の修理、修復、保存や活用などの支援の必要性が指摘されていますが、文化財保護制度の趣旨や宗教法人への助成などを考慮すると、市で支援していくことについては限界があります。</p> <p>そこで、多くの市民が文化芸術に親しみ、文化芸術活動や文化財を未来へ継承するとともに、本市の文化資源を活用し、民間や専門的人材の知恵やノウハウ、新しい発想を取り込んだ文化事業により地域振興を図るとともに、多くの寄附金を集める受け皿となり、持続的な事業展開を目指す財団法人を設立するものです。</p>	
経過・検討結果	<p>平成3年度 秦野市総合計画第2次基本計画において、市民の創意が反映された自主的な文化活動を行う運営組織として財団法人の設立が位置付けられ、その基本財産を出捐するため文化振興基金を設置</p> <p>平成9年度 文化振興基金を市文化事業へ充当するため、施行規則改正</p> <p>平成25年度 平成24年3月の秦野市文化振興基金活性化検討委員会からの提言を受け、政策会議で公立文化施設を運営するための財団法人を設立しないこと、設立のための出捐金を廃止することを決定</p> <p>秦野市文化振興基金懇話会から文化振興基金の活用方法について意見が示され、重点的に取り組むべき内容がまとめられました。</p>	

経過・検討結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年が文化芸術に親しむ機会の充実</li> <li>・個人、団体が行う文化芸術活動に対する支援</li> <li>・寄附が募りやすい環境を整備</li> <li>・文化芸術振興をするための効果的な推進体制の構築</li> </ul> <p>平成30年度 文化振興基金活用事業助成制度開始</p> <p>令和2年度 新たな文化振興基金の活用について、検討開始</p> <p>令和4年度 文化芸術の振興、文化財を未来へ継承するための助成を目的とする財団法人設立及び運営の支援について、具体的に検討</p>
決定等を要する事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化芸術の振興、文化財をはじめとした歴史・文化遺産を未来へ継承するとともに文化による地域振興を図るため、公益財団法人を目指した一般財団法人を設立すること</li> <li>2 法人設立に当たり、中栄信用金庫からの寄附金を活用し、市から出捐すること</li> <li>3 財団法人による文化振興助成事業に当たり、補助金を支出し運営を支援すること</li> </ol>
今後の取扱い	<p>令和5年1月以降 文化振興基金活用懇話会への説明</p> <p>令和5年3月 令和5年度一般会計予算に係る予算を計上し、議会の議決</p> <p>令和5年4月 秦野市文化振興基金の設置、管理及び処分に関する条例施行規則等関係法規の改正</p> <p>令和5年6月 議員連絡会へ報告</p> <p>令和5年6月 令和5年度中に出捐金を支出</p> <p>令和5年9月 一般財団法人登記申請（設立）</p> <p>令和5年12月 公益認定申請書提出</p> <p>令和6年4月 公益財団法人へ移行</p> <p>令和6年度以降も補助金を支出し、運営を支援</p>

## 1 文化振興基金と財団法人の比較

	文化振興基金	(仮称) 一般財団法人 はだの文化振興財団
目的	市民の文化創造を促し、文化の振興を図る。	多くの市民が文化芸術に親しみ、文化芸術活動・文化財を未来へ継承するとともに、文化資源を活用した収益事業や多くの寄附金を集める受け皿を設け、持続可能な助成制度としていくため、財団法人を設立し、文化振興を図る。
法的根拠	秦野市文化振興基金の設置、管理及び処分に関する条例	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
主な事業	(1) 自主文化事業 (2) 市民の創造的な文化活動に対する援助 (3) 文化情報の収集及び提供 (4) 文化の振興のために市長が必要と認める事業	(1) 文化活動に対する助成 (2) 文化財保護に対する助成 (3) 収益的事業
助成制度について	広く市民を対象とする事業に限定	広く市民を対象とする事業のほか、人材育成、文化財保護も対象
基金残高	約 6, 300 万円	(基本財産) 300 万円
公表	助成決定事業を公表	助成決定事業を公表
課題等	(1) 助成制度の硬直化 (2) 文化芸術や文化財など行政事務の横断的な助成が困難 (3) 文化財への修繕助成ができない。	(1) 事務局の事務負担

## 2 財団で実施したい事業、必要額

## (1) 助成事業

事業内容	必要額
文化振興事業への助成	350 万円
人材育成・裾野拡大事業への助成	50 万円
文化財保護事業への助成	200 万円
合計	600 万円

## (2) 収益的事業

ワークショップ、講演会等

3 財団設立後の文化振興基金活用事業の取扱い

財団法人に文化振興基金活用事業を引き継ぐものとし、事業継続のため補助金を支出する。